

養育医療の給付を申請される方へ

体重が2,000グラム以下又は2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。

【制度の概要】

この制度は、立川市にお住まいの新生児で、医師が入院養育が必要と認めた新生児の医療費を助成するものです。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。**審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。**

指定医療機関の窓口に**医療券を提示することにより医療の給付を受けることができます。**

【給付の対象等】

1	給付の対象	次の(1)又は(2)に該当する新生児 (1) 出生時体重2,000グラム以下の方 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状況(運動不安・けいれん・運動異常) イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系(強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等) エ 消化器系(生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等) オ 黄だん(生後数時間以内に出現、異常に強い場合等)
2	自己負担金	保険が適用される医療費に関しては、乳幼児医療費助成制度が適用されますので、ご負担はありません。 ただし、食事療養費に関しては、所得状況に応じて一部ご負担いただく場合があります。
3	医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込期間に基づき有効期間を決定します。 ※ 入院治療のみ有効です。 ※ 満1歳の誕生日の前々日まで有効です。
4	医療機関	指定養育医療機関

【必要書類】

1	養育医療申請書	保護者の方 が記入してください。									
2	養育医療意見書	主治医 に記入してもらってください。(申請日前3か月以内に発行されたもの) ※ 意見書の内容が不明確な場合、必要に応じて担当課から治療内容等を問合せ場合があります。									
3	世帯調書	保護者の方 が記入してください。									
4	医療保険資格が確認できる書類	次のいずれか1つをご提出ください。 ①「資格情報のお知らせ」のコピー ②「資格確認書」のコピー ③マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの ④有効な期限内の旧保険証のコピー(令和7年12月1日までの経過措置) ※対象となるお子様のもの。または、お子様が加入する予定の医療保険の被保険者のもの。									
5	住民税(非)課税証明書	世帯全員の住民税額を確認するため、下記基準日以前に立川市に住民登録がない方は住民税(非)課税証明書をご提出ください。なお、申請書類に個人番号(マイナンバー)を記入し、地方税関連情報の取得に同意した方は、省略することができます。 <table><tr><th>申請月</th><th>基準日</th><th>証明書の年度(年分)</th></tr><tr><td>1月～6月まで</td><td>前年の1月1日</td><td>前年度(前々年分)</td></tr><tr><td>7月～12月まで</td><td>今年の1月1日</td><td>今年度(前年分)</td></tr></table>	申請月	基準日	証明書の年度(年分)	1月～6月まで	前年の1月1日	前年度(前々年分)	7月～12月まで	今年の1月1日	今年度(前年分)
申請月	基準日	証明書の年度(年分)									
1月～6月まで	前年の1月1日	前年度(前々年分)									
7月～12月まで	今年の1月1日	今年度(前年分)									
6	同意書	住民税(非)課税証明書を個人番号の記入により省略する場合に必要です。									
7	申請者の個人番号を確認する書類	次のいずれか1つをご提示ください。 ①個人番号カード ②通知カード(住所変更等があり、変更手続きが取られていない場合は不可) ③マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書(発行から3か月以内のもの)									
8	提出者の本人確認書類	申請書類を提出する方の本人確認を行います。個人番号カード、運転免許証、パスポート等をご提示ください。写真のついてない書類の場合は2点提示していただく必要があります。									
9	委任状	申請書類の提出を申請者本人ではなく別の方が行う場合に必要です。									

【医療券の交付】

必要書類が揃いましたら、子ども政策課の窓口(市役所1階21番)に提出してください。郵送での申請も受け付けています。
提出された書類に不備がなければ、立川市役所で審査を行い、給付が決定すると申請から1～2週間で「養育医療券」が郵送されます。

ご自宅に養育医療券が届きましたら、入院している医療機関の窓口に提示してください。

【医療券交付後に変更があった場合】

医療券交付後、指定医療機関を転院する場合や医療保険に変更があった場合は、下記の手続きが必要です。

変更内容	必要な書類	備 考
転院する場合	養育医療給付申請書 養育医療意見書 追加意見書	追加意見書は転院前の主治医に、養育医療意見書は転院先の主治医に記入してもらってください。
住所・医療保険の変更	変 更 届	医療保険の変更の場合は、新しい医療保険資格が確認できる書類を市窓口で提示してください。
医療券を紛失した場合	再交付申請書	
入院期間が延長した場合	継続協議書 継続の意見書 世帯調書 住民税(非)課税証明書	住民税(非)課税証明書は前回申請時と同一年の場合省略できます。

※ 退院後の再入院の場合、養育医療の対象となりません。

【問合せ先】 立川市子ども家庭部子ども政策課手当・医療費給付係 電話番号 042(523)2111 内線 1340